

支給手続き

I-1 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯 現在支給中

1 世帯のすべての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から確認書が発送されます。
- 確認書の内容(支給要件、振込先など)を確認の上、返信用封筒にて**ご返信ください**。
- 返信があったものから順次支給します。

2 世帯の中に、令和3年1月2日以降に日野市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書(市HPからダウンロード可)に必要な事項を記入して、添付資料と併せて、**市窓口**※へ持参または郵送でご提出ください。

※日野市役所 2階東側(食堂・売店側) 仮設受付窓口設置

I-2 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯 I-1対象世帯を除く

1 世帯のすべての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 令和4年6月1日時点で対象と思われる世帯には、市から確認書を7月上旬に発送予定です。
- ※令和3年度非課税世帯で既に送付された世帯には発送しません(令和3年度課税により不支給だったが、令和4年度非課税となった世帯を除く)**
- 確認書の内容(支給要件、振込先など)を確認の上、返信用封筒にて**ご返信ください**。

2 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方・未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。転入した方がいる世帯には、申請書(市HPからダウンロード可)を8月以降に発送予定です。
- 申請書に必要な事項を記入して、添付資料と併せて**令和4年6月1日時点でお住まいの市区町村**にご提出ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯員全員が住民税非課税相当^{※1}となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要な事項を記入の上、**申請時にお住まいの市区町村**にご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください)(日野市の一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安…単身の場合:100万円以下、母・子(1人)の場合:156万円以下

※2 **新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります**



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市の臨時特別給付金コールセンター(☎042-843-2320)や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

日野市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎042-843-2320 **受付時間**午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

電話でのお問い合わせが困難な方は、下記までお問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当…FAX042-514-8097 ✉s-net@city.hino.lg.jp



■この制度に関するお問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145 **受付時間**午前9時～午後8時(土曜・日曜日、祝日を除く)